

## 会議録

会議の名称	平成27年度第1回行財政改革推進委員会
開催日時	平成27年4月17日（金曜日） 午前9時から11時10分まで
開催場所	田無庁舎3階 庁議室
出席者	委員：横道清孝委員長、原田久副委員長、鈴木文彦委員、中村良二委員、田中巖委員、牧野美佐子委員 事務局：飯島企画部長、小関企画政策課長、南企画部主幹、近藤企画政策課主査、直井企画政策課主査、海老澤企画政策課主査、坂庭企画政策課主任
欠席者	委員：上野淳委員
議題	1 公共施設等総合管理計画について 2 庁舎統合方針（案）について 3 公共施設の適正配置等を推進するための実行計画（平成27年～29年度版）について 4 第4次行財政改革大綱アクションプラン（平成27年度版）について 5 その他
会議資料の名称	資料1 公共施設等総合管理計画について 資料2 庁舎統合方針（案） 資料3 公共施設の適正配置等を推進するための実行計画（平成27年～29年度版） 資料4 第4次行財政改革大綱アクションプラン（平成27年度版）
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録    発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会議内容	
<p>（開会）</p> <p>横道委員長： 議題に入る前にご報告です。市民委員の田中紀子委員より辞退の届出があり、ご退任されることとなりました。後任につきましては、公募中ですので、決まり次第、改めてご報告します。</p> <p><b>議題1 公共施設等総合管理計画について</b></p> <p>○横道委員長： それでは議題1について、事務局から説明をお願いします。</p> <p>○事務局： （資料1に沿って説明）</p> <p>○横道委員長： 昨年、本委員会では、主に公共施設等のあり方について検討してまいりました。また、庁舎統合についても議論し、本委員会にて提言書をまとめました。今年度、市では公共施設等総合管理計画の策定に向けて取り組んでいくわけですが、本委員会も提言書</p>	

に挙げた課題を踏まえ、引き続き議論していくこととなります。

総合管理計画については、1本化したものではなく分冊型という認識でよろしかったでしょうか。

○事務局：

総合管理計画は、必要項目が網羅されていれば、施設白書や保全計画、公共施設の適正配置等に関する基本計画など、様々な既存計画を合わせた分冊形式でも良いということで、総務省の確認が取れています。最終的に1冊にまとめるかどうかについては今後の議論になりますが、現時点では、既存計画等を見直す方向で考えています。

○横道委員長：

西東京市では、以前から公共施設に関する取組を進めておりますので、既存の計画を活かしつつ、総務省の要請に基づき、目標値の設定等、必要な項目を追加し、総合管理計画とする考えとのこと。本委員会におけるスケジュールとしては資料裏面にあるとおり、平成28年1月までに検討を進め、市として公共施設の適正配置に関する基本方針及び基本計画を改定したいとのこと。

皆様から何かご意見ございますか。

田中委員：

3点ほど意見を述べます。

1点目は、総務省の要請に基づく総合管理計画の策定について、合併以後、独自に策定してきた各種方針や計画の内容から必要な項目を、総務省のフォーマットに併せて転記する形となるのでしょうか。

残りの2点は、本議題とは関連しませんが、今年度第1回の開催ですので、意見を述べさせていただきます。私は任期満了時の委員改選に伴い、公募委員として昨年10月より委員として委員会に参加していますが、今回のように、年度ごとの検討課題や、スケジュールが示されるのであれば、委員の改選時期を見直し、当初から議論に参加できるよう、任期との整合を図るべきと考えます。

次に、会議録についてです。事務局において毎回、的確にまとめていただき、ありがたく感じています。前回の会議の中で具体的な自治体名をあげて、意見した部分について、A市、B市といった表記に修正されています。事務局側での配慮かもしれませんが、会議録を作成する上でのルールがあるのであれば、事前にお示ししていただきたいと思えます。

○事務局：

まず、任期ですが、行政の取組は、必ずしも年度ごとに完結するものではないというのが実情です。本委員会の2年間の任期の中で、具体的な成果が見えにくいという点については、ご不満を感じる点もあろうかとは思いますが、できる限り市民委員の方の市民視点からの声を反映できるよう考えていきたいと思えます。すぐに変更できるものではないので、今後の課題として認識させていただきます。

次に、会議録ですが、修正の仕方については慣例もございと思いますが、会議録（案）をお示しする前に、修正の理由についてお伝えしていきたいと思えます。自治体名等の具体的名称の記載は状況に応じて判断することになるかと思えますが、事務局にて検討し、結果を報告させていただきます。

最後に、総合管理計画の策定ですが、国からフォーマット等は示されておられません。総務省の策定の指針により記載すべき項目が示されており、その中には目標値等、本市の現在の計画等には記載されていない項目があります。こうした項目を加えていくことで、国の求めている総合管理計画の策定を目指しています。

○横道委員長：

事務局より説明のあったように、目標値の設定等が、今後の議論となりますので委員会としても意見を述べていきたいと思えます。

## **議題2 庁舎統合方針（案）について**

○横道委員長：

それでは議題2について、事務局から説明をお願いします。

○事務局：

（資料2に沿って説明）

○横道委員長：

庁舎統合方針（案）5ページに想定スケジュールが示されており、これが、今後の取組に向けてのスケジュール案ということです。

庁舎統合方針（案）に関してご質問等はございますか。

田中委員：

3点ほどございます。

1点目、庁舎統合方針（案）では長期的に一庁舎体制への統合を目指したスケジュール等が案として示されていますが、庁舎統合方針（案）の15ページには2012年度の市民意識調査の結果として、現在の二庁舎体制について、「満足、やや満足と感じている方の割合が、不満、やや不満と感じている方の割合と比較して約10ポイント上回っており、満足と感じている理由として〔2つの庁舎で基本的なサービスが受けられる〕、〔庁舎までの距離が近い〕が多く、市民がより身近な場所でサービスを受けたいと望んでいることが推測されます。」という記載があります。これまでも発言させていただきましたが、このような声がある中で、二庁舎体制の継続について、検討の対象からはずして良いものだろうか、と感じています。

これに関連して2点目です。庁舎統合方針（案）10ページに二庁舎体制の課題の一つとして財政負担が項目として挙げられていますが、職員の重複配置や市民サービス経費は、市民ニーズに対応するためのコストであって、二庁舎体制による負のコストとして捉えることに疑問を感じています。庁舎間移動の人件費や連絡バス経費に関しては、議会開催時の管理職の移動や、書類の提出等で負担が生じていることは理解していますが、近年のICT技術等の活用により合理化を図ることで、削減が可能な経費ではないかと考えます。そのため、財政負担の項目についてはこのまま掲載することの是非について検討していただきたいと思えます。

あと1点、13ページの建設コストについては、請負業者により金額の幅があると思えますので、一定の条件のもと、複数の業者において試算し、積算根拠や出典も示したうえで、掲載すべきと考えます。

○事務局：

まず、庁舎統合についてですが、市としては二庁舎体制から一庁舎体制への統合を基本方針として掲げ、昨年度、素案を作成し市民説明会等を行ってまいりました。今後につきましても、基本的な市の方針に変更はございません。

二庁舎体制に関する市民意識調査の結果につきましては、委員のおっしゃるように、満足と感じている方の割合が、不満と感じている方の割合を上回っておりますが、「どちらの庁舎に行ったら良いのかわかりにくい」という意見や、財政負担に対する意見をいただいていることも事実です。基礎的なサービスに関しましては、コンビニエンスストアの活用も含め、窓口機能のあり方等について、今後も検討していく必要がありますが、二庁舎体制を継続しなくとも市民の満足度は維持できるものと考えています。

次に、財政負担についてです。財政の硬直化が進んでいることは、これまでも申し上げているところです。可能な限り財政負担を軽減し、必要な事業に財源を充てられる体制をつくらなければなりませんので、一庁舎体制により財政負担の解消を図りたいと考えています。

業務効率の関係で、テレビ会議の利用等のお話がありましたが、11ページに記載させていただいているとおり、庁舎統合だけで解決する課題ではないことは認識しておりますので、不断のものとして業務改善に取り組んでいきたいと考えています。市としましては、業務効率、財政負担、市民サービスの視点からも、一庁舎体制を進めていくという考えでございますので、ご理解いただければと思います。

最後に、建設コストについてですが、具体的な庁舎規模等が決まっている場合には複数見積をとることになりますが、ここに示されたコストは、あくまでも想定されるパターンで仮試算をしたもので、同一の単価を使用しております。

○牧野委員：

コンビニエンスストアを活用した証明書発行について、平成28年度に体制の構築となっておりますが、実施時期は庁舎の統合に向けて、前倒しで導入していくのか、それとも統合してからの導入となるのでしょうか。

○事務局：

コンビニエンスストアを活用した証明書発行は平成28年度に実施を予定しております。導入後の利用状況等については、保谷庁舎側に残す窓口機能の規模等を検討するうえで、参考としていきたいと考えています。

○横道委員長：

コンビニエンスストアを活用した証明書発行は、マイナンバー制度と関係していますか。

○事務局：

マイナンバーの運用開始に併せて、システムを構築し、平成28年度からの導入を考えています。

○牧野委員：

近隣の方に聞くと、田無庁舎までの距離があるため、保谷庁舎がなくなるのは絶対反対と言う方が多いのですが、このことを知ると、視点が変わります。コンビニエンス

トアでの証明書発行が導入されることで、庁舎統合に対する考え方が変わるのではないかと思います。

○事務局：

現状、住民票と印鑑証明に関しては自動交付機を市内に7箇所設置しております。

また、ひばりヶ丘駅前には出張所もございますので、基礎的サービスに関しましては、平成28年度以降、利便性は向上するものと考えています。

今後、高齢化が進み、遠くまで行きづらくなるのでは、という声もございますが、現状でも、介護サービス等は、庁舎へ行かずとも、地域包括支援センターで受付や相談ができる体制が整っております。今後は、このように庁舎に行かずとも対応できるサービスについて検討していく必要があると思います。

原田副委員長：

いま、言われたとおり、非来館型サービスというのは世の中の主流だと思います。人が顔を合わせることの大事さもありますが、できる限り市役所に来ない市役所を目指すのが、一番良い方針ではないかという気がします。サービスの質は下げずに、足を運ばなくて良い市役所が最高の市役所だと私は思います。

○田中委員：

コンビニエンスストアの活用で庁舎機能を代替することについては、庁舎統合とは関係なく検討していることなのですか。経費的なメリットや市民の利便性向上といったメリットがある半面、情報管理の面で十分な検討が必要だと思います。

○事務局：

身近な場所でサービスが受けられるという面では、市民の方の利便性が向上するものと考えていますが、情報管理については、しっかりと考える必要があると認識しています。

○田中委員：

コンビニエンスストアも統廃合がある中で、基礎的なサービスの受給体制が左右されてしまうという心配もあります。コンビニエンスストアの活用を決め手として庁舎統合を進めるのはどうかと思います。

○事務局：

コンビニエンスストアも淘汰等があるのは委員のおっしゃるとおりですが、庁舎統合だけでなく、そのほかの課題も整理し、まずは、市民の利便性向上を考えて、コンビニエンスストアにおける証明書発行の導入を進めています。

○田中委員：

補完的な位置付けであれば良いと思いますが、コンビニエンスストアが出張所のように位置付けられると、統廃合による市民サービスへの影響が大きなものとなります。

○鈴木委員：

コンビニエンスストアに限定すると、狭い範囲での議論となってしまいます。私は、

区民となって10年ほど経ちますが区役所へは一度も行ったことがありません。平日ではなく土曜日に、近くの図書館にある総合サービスセンターで住民票や印鑑登録等、多くの手続きができます。

庁舎統合の問題は以前より本委員会でも議論しており、庁舎に関しては、必要、不必要の二者択一の議論を行うと、必ず「必要」ということになります。そうではなくて、行革大綱の基本方針にあるように、すべて必要とされる項目の中で、「財政」・「人」・「時間」等、様々な制約がある中でいかに優先順位をつけていくべきか、ということだと思います。二庁舎体制や公共施設の適正配置を考えるうえでも、持続可能な自治体運営を目的としていることを忘れてはいけないと思います。

情報提供となりますが、〇市で図書館と大型書店の複合化の新聞記事がありました。今後、複合施設を検討するに当たっては、民間活用を含め柔軟な発想で魅力的なものを創ってほしいと思います。

○横道委員長：

様々なご意見をいただきました。改めて5ページの想定スケジュールをご覧いただきたいと思いますが、統合庁舎がすぐにできるというわけではなく、コンセプトとしては、今ある建物を耐用年数まで最大限活用したうえで、なだらかに移行していくという案になっています。現在は統合方針（案）ですので、今年度中に統合方針として固めていくということよろしいでしょうか。

○事務局：

統合方針（案）につきましては、4月、5月に市民説明会等を実施いたします。市長からも引き続き市民への丁寧な説明をという指示もあることから、様々な市民対応を考えています。その後、議会での議論を経て、本年度中の統合方針の確定を目指しているところです。

○原田副委員長：

市民説明会実施の際には是非ご検討いただきたいアイデアがあります。私たち大学の教員は学生に授業評価を実施していますが、冒頭に、「あなたは、この授業にどのくらい積極的に取り組んでいますか。予復習をしていますか。」という、自分自身を顧みる質問をしたうえで、「この授業はどうですか。」といった質問をしています。市民説明会においても、「あなたにとって庁舎、市役所とはどういう存在なのか。」を改めて意識付けしたうえで望んでいただいたほうが、理性的な議論ができて良いのではないかと思います。

事務局：

今週、日曜日から市民説明会を開始しますので、ご提案を活かしていきたいと思えます。

○横道委員長：

では、その点、工夫して実施していただきたいと思えます。

庁舎統合方針（案）につきましても、随時、経過報告をお願いしたいと思います。

**議題3 公共施設の適正配置等を推進するための実行計画（平成27年～29年度版）につ**

いて

○横道委員長：

それでは議題3について、事務局から説明をお願いします。

○事務局：

(資料3に沿って説明)

○横道委員長：

ただいま説明のあったとおり、今後3か年の施設の統廃合等を含めた計画となります。それではご質問やご意見を頂ければと思います。

田中委員：

質問、意見を述べさせていただきます。

庁舎統合の課題とも重複する内容ですが、4ページの本庁舎・出張所の項目については、図書館、集会所、市民会館との一体的整備について検討の余地を残しておいてもらいたいと思います。

次に庁舎整備基金についてです。弾力的な運用の方向性が示されておりますが、基金は原則として用途を明確にする必要があります。庁舎整備基金と銘打つと、その用途は、庁舎の建設あるいは取壊し等、庁舎に関わる資金への支出に限定されると思いますが、図書館、集会所、市民会館との一体的整備など、庁舎以外の施設の建設等にかかる資金需要に対応できるよう、現在よりも弾力的に使用できる形で、基金の位置づけを再検討しても良いのではないかと思います。

最後に、計画そのものに関してではありませんが、庁舎統合に関しても、今から18年後の話となり、こうした中・長期的な計画等に関しては、将来の担当職員等へ引き継ぐことを前提とした情報であるべきと考えますので、年号の表記というものは、元号だけでなく西暦も併記することが適切であると思います。

事務局：

1点目の、図書館や集会所等を庁舎整備の中で内包するという点についてですが、実行計画は、平成27年～29年度の計画であり、その中では少なくとも図書館、市民集会所の内包はありません。暫定的な対応の中で、どれだけ市民の皆様が利用できるスペースが取れるのかは、今後検討していきます。図書館そのものを内包することは難しいとしても、利便性を考慮して、図書の貸し出しサービスの機能を持たせるといったことは可能かもしれません。しかし、まずは、現時点での考えとして、暫定的な対応方策を目指すということを、今後、3年間の計画として記述しています。

2点目の庁舎整備基金ですが、庁舎整備に大きく関わるものは庁舎整備基金で、それ以外の公共施設等整備については、まちづくり整備基金がございますので、こちらで対応していくものと考えています。

最後に年号については、今後、わかりやすさと、後世へ引き継ぐという視点から、考えていく必要があると思います。

中村委員：

1点確認です。

この実行計画は3年間の取組概要が示されていますが、予算の裏付があるものと理解し

てよろしいのでしょうか。

○事務局：

事業費の欄に金額の入ったものについては、総合計画における財政フレームに見込んだものとなっております。

○中村委員：

理解いたしました。そのうえでの意見となりますが、およそ予算の見込みが立っているとはいえ、急ぐべきもの、重要なもの等、優先度の違いがあると思われまますので、市としての優先順位が見える形で整理したほうが、全体の計画を推進していくうえで、より分かりやすいものになると思います。

○事務局：

耐用年数が経過した施設等もございますので、ご意見をしっかりと受け止め、優先順位を意識して計画を進めていきたいと思ひます。

○中村委員：

資料の説明にあった、障害者施設と高齢者施設の合築整備についても、今、考えているものだとすれば、重要なことだとは思ひますが、現時点での緊急性は低いとか、様々な事情もあると思ひますので、そうした点も含め整理すると非常に分かりやすいと思ひます。

○事務局：

ご意見ありがとうございます。

○横道委員長：

この計画は公共施設を対象としたものですが、保育園の項目に記載のある、認可保育園や小規模保育事業は民間の施設でしょうか。

○事務局：

公共施設というくくりにはなっていますが、保育園の適正配置を考えるうえでは、民間施設も考慮する必要があり、ソフトのサービスも含めた取組を計画の中で見ているので、今回も掲載しています。

○原田副委員長：

この資料だけで見ると市全体の財政の中で、絞り込んだ結果の取組項目であるということが見えないので、気にはなります。説明を加えることで、見方が違ってくると思ひます。

○田中委員：

3か年の実施計画の中に位置付けられたもののうち、公共施設関係の取組項目を抜き出したものと考えて良いですか。

○事務局：



財政フレームという形で総合計画の中で示しているものと、この数値はリンクしています。

○田中委員：

つまり、優先順位を踏まえ、選択されたものということですね。

○事務局：

予算上の裏付としてはそのとおりです。

委員の皆様より様々なご指摘をいただきましたので、今後も、分かりやすく、丁寧な資料作成を心がけていきたいと思えます。

#### **議題4 第4次行財政改革大綱アクションプラン（平成27年度版）について**

○横道委員長：

議題4について事務局より説明をお願いします。

○事務局：

（資料4について説明）

○横道委員長：

事務局より説明がありました。

ご意見ご質問等がありますか。

○田中委員：

4点ほどございます。

行革大綱で位置付けられた基本方針を前提としたアクションプランですので、どうい  
うスタンスで意見できるのか難しいところですが、感じたことを述べさせていただきます。

まず、基本方針1として掲げられている「経営の発想に基づいた将来への備え」ですが、個別の実施項目を見ますと、経営の概念が不明瞭なまま「経営」という言葉を使用しているのではないかと感じます。企業経営の観点というよりは、地方公務員法での行政の民主的かつ能率的な運営の「能率的な運営」を想定しているのではないかと印象を受けます。

次に、基本方針3「効果的なサービス提供の仕組みづくり」の中の市民参加に関する実施項目についてですが、市民参加は民主性の充実という観点で位置付けられるべきであって、効果的なサービス提供の仕組みづくりの項目の中に位置付けるのは適切ではないと考えます。

同じく、基本方針3の（2）「民間活力の活用促進」では、コスト削減を目的とした項目と、サービスの質の向上を目的とした項目、異なる性格の項目が並んでいるため、目的別にまとめるべきと考えます。

最後に、基本方針3の（3）「市の役割の高度化に対応した組織力の強化」について、「高度化」という表現ではなく、市民生活に根ざしたものという観点から「複雑、多様化」とすべきではないかと考えます。

○事務局：

順番が前後しますが、市の役割の高度化については、国や都から様々な業務が移管され、市の役割が変わってきていることから「高度化」という言葉を使用しています。高度化に対応することによって、市民の皆様へのサービスの質を高めていくという趣旨で考えています。

次に、民間活力の活用促進です。内部事務も当然ですが、保育園等のサービスについても、民間活力を活用することにより、サービス水準が上がると考えており、また、利用者の利便性向上につながるよう事業者との引き継ぎ等も行っていますので、項目としては、このままで問題はないと考えております。

次に、市民参加ですが、市民参加は効果的なサービス提供の仕組みの項目には適さないというご意見をいただきましたが、市民参加を取り入れたほうが良いという意見もございますし、市民やボランティアの方のほうがより分かっている分野もございます。すべて行政主導で行うことが市民にとって良いということはないと思いますので、効果的なサービスを提供するための1つの手法として、市民参加を掲げているところでございます。

最後に経営の発想です。持続可能な自治体というものを継続するため、経営という言葉を使用しており、経営の発想が最終的には市民の皆様へのサービス提供、利便性につながるものと考えています。行財政改革推進委員会において、様々なご議論をいただき、策定した大綱ですので、市民サービスにつなげるため、今後も積極的に取り組むべきものと考えています。

○横道委員長：

委員長として補足いたしますが、民間の活力といった場合にはサービスの質の維持、向上も考慮しており、必ずしも効率重視ではないということをご理解いただきたいと思います。

○原田副委員長：

会計課の平成27年度の嘱託員の配置について、民間活力の活用促進という項目で嘱託員という表現は適切ではないように思いますが、どうでしょうか。

事務局：

会計課については、民間への委託を検討してまいりましたが、課題等もあり委託化には至らず、現在、市民嘱託員を採用し、配置しております。これにより人件費の抑制とともに、正規職員を別の部署へ重点配置することで、サービスの向上に繋げております。本来ならば民間活力等の活用促進とすべきなのかもしれませんが、実施項目の記載内容としては出納業務体制の委託化等の検討としており、検討の中で、現時点では嘱託員の配置という結論を得たところです。

○田中委員：

退職職員の再雇用という一形態として嘱託員を採ることはありませんか。

○事務局：

現状、退職職員につきましては、本人の希望もございますが、再任用制度と再雇用嘱託員制度の2つの選択肢があり、在勤時の勤務実績等を踏まえ、積極的に登用をしています。

## **議題5 その他**

○横道委員長：

その他となりますが、何かありますか。

○事務局：

次回の開催でございますが、現在、日程調整中でございますので、決まり次第、お知らせいたします。

○横道委員長：

これにて、本日の議題はすべて終了しました。

公共施設等総合管理計画については、策定に向けて、引き続き議論してまいりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして本日の会議は終了します。

ありがとうございました。

(閉会)

以上